

学校法人大東文化学園・大東文化大学点検評価規程

(目的)

第1条 学校法人大東文化学園（大東文化大学第一高等学校・大東文化大学附属青桐幼稚園を除く。以下、「法人」という。）・大東文化大学（以下、「大学」という。）は、大学の理念・目的、教育研究上の目的及び内部質保証の方針に基づいて、教育研究及び学修成果の向上を実現するため、自らの責任においてそれらの適切な水準を維持し、その向上に向けた取り組みを公表するとともに、教育研究における質保証とその向上に資する活動を推進する。

2 この規程は、教育研究における質保証とその向上に資する活動を推進するために必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 法人及び大学業務に関わる組織と教育職員及び事務職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

(自己点検・評価活動の実施)

第3条 法人及び大学業務に関わる組織と教育職員及び事務職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、次の各号に掲げる事項について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

- (1) 法人・大学の業務及び、教育研究活動全般の質向上に関する目標の設定
- (2) 前号に定める目標の達成に向けた取り組み
- (3) 前2号に定める事項に関する現状分析
- (4) 前号に定める現状分析の結果を踏まえた改善方策の策定及びその実施
- (5) 前各号に定める事項に関する報告及び公表

(内部質保証システムの推進体制)

第4条 法人及び大学は、第1条第1項に定める目的を達成するため、学校法人大東文化学園・大東文化大学点検評価委員会（以下「法人・大学点検評価委員会」という。）を設置する。

2 法人・大学点検評価委員会において、全学的観点からの自己点検・評価活動を行う。

3 大学の学部・研究科、その他の組織に、当該組織・機関の活動と業務に関する自己点検・評価を実施し改善・向上に向けた取り組みを推進するため、部局別点検評価委員会を置く。

4 内部質保証の客観性を担保するため、学園の下に第三者評価機関として、学校法人大東文化学園・大東文化大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を設置する。

(法人・大学点検評価委員会の構成)

第5条 法人・大学点検評価委員会は、次の各号に掲げる委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学務局長
- (3) 事務局長
- (4) 学務部長
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) 総合企画室長
- (8) 学長の推薦する者

(委員長及び副委員長)

第6条 法人・大学点検評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号に定める委員のうち、内部質保証担当副学長をもってあてる。
- 3 委員長は、法人・大学点検評価委員会を代表して、その業務を統括し、執行する。
- 4 副委員長は、法人・大学点検評価委員会に諮り、委員長がこれを指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 第5条第8号に定める委員の任期は3年とし、再任をさまたげない。委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(法人・大学点検評価委員会の責務及び役割)

第8条 法人・大学点検評価委員会は、内部質保証システムが円滑に機能するためのマネジメントを推進することについて責任を負い、第11条に定める部局別点検評価委員会における改善・向上のためのシステムを統括し有効に機能するための役割を担うものとする。

- 2 法人・大学点検評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。
 - (1) 法人及び大学の内部質保証システムに関する企画の立案、調査、自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価活動に関する事項
 - (2) 部局等の行う自己点検・評価活動の支援、連絡調整及び全学的観点の点検・評価結果の検証に関する事項
 - (3) 自己点検・評価結果による改善提言に関する事項
 - (4) 自己点検・評価による検証と評価結果を踏まえた次年度の法人及び大学の改善方策等に関する事項
 - (5) 外部評価委員会による第三者評価に関する事項
 - (6) 認証評価の受審に関する事項

(7) 自己点検・評価活動及び認証評価に係る情報の公開に関する事項

(8) 前各号に定めるもののほか、法人・大学点検評価委員会が必要と認めた事項

3 法人・大学点検評価委員会は、部局等の点検・評価結果を全学的観点から検証し、助言や支援を行うとともに、法令要件に関わる事項については当該部局へ改善を指示する。

4 法人・大学点検評価委員会は、文部科学省、厚生労働省等の行政機関からの指摘事項について、関連部局と調整のうえ適切に対応する。認証評価機関等からの指摘事項については、必要な措置を講じる。

5 法人・大学点検評価委員会は、外部評価委員会からの指摘事項について、適切に対処する。

6 法人・大学点検評価委員会は、第3項から第5項に定める事項に係る対応措置について、必要に応じて、常務会及び学長室会議へそれぞれ報告又は提言する。

(法人・大学点検評価委員会の会議)

第9条 法人・大学点検評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長がこれを招集し、議長を務める。

2 法人・大学点検評価委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させることができる。

3 法人・大学点検評価委員会には、必要に応じて部会を設置することができる。部会の構成員は、第5条に定める委員のほか、本委員会が必要と認めた場合は委員以外の者を構成員とすることができる。

(会議の議決)

第10条 会議は、第5条各号に定める法人・大学点検評価委員会の2分の1以上の者の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部局別点検評価委員会)

第11条 部局別点検評価委員会は、8条第2項第1号に定める基本方針に基づき、当該部局の自己点検・評価を、主体的に実施する。また、自己点検・評価結果に対して、法人・大学点検評価委員会から助言、改善の指示があった場合は、適切に対応する。

2 部局別点検評価委員会の組織単位は、法人・大学点検評価委員会がこれを定める。

3 各部局別点検評価委員会の委員長には、当該部局の長をもってこれに充てる。

4 各部局別点検評価委員会の委員は、各部局の教育職員及び事務職員とし、その構成、任期、運営等について必要な事項は、当該部局ごとに、これを定める。

5 部局別点検評価委員会は、自己点検・評価の経過及び結果について、毎年、法人・大学点検評価委員会へ報告書を提出する。

(外部評価委員会)

第12条 外部評価委員会については、別にこれを定める。

(改善措置)

第 13 条 理事長は、法人・大学点検評価委員会から報告・提案された自己点検・評価の結果に基づく改善事項及び外部評価委員会からの指摘について、改善が必要であると認められる法人に関わる事項に関して、学園の基本事項に明示し、法人事務局の行動計画として明確に示す。

2 学長は、点検評価委員会から報告・提案された自己点検・評価の結果に基づく改善事項及び外部評価委員会からの指摘について、改善が必要であると認められる大学に関わる事項に関して大学の行動計画として明確に示す。

(報告と情報公開)

第 14 条 法人・大学点検評価委員会から報告を受けた理事長及び学長は、法令に定められた教育情報及び財務関係書類とともに、点検・評価結果及び外部評価委員会の評価結果を公表し、社会への説明責任を果たすものとする。

(主管部署)

第 15 条 法人・大学点検評価委員会の事務を含む法人・大学点検評価活動に係る事務は、別段の定めがある場合を除き、総合企画室総合企画課がこれを行う。

(細則等の制定)

第 16 条 この規程を施行するにあたって必要な細則等は、法人・大学点検評価委員会の議を経て、法人・大学点検評価委員会の委員長がこれを定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、法人・大学点検評価委員会の委員長からの提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「大東文化大学内部質保証規程」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(委員の任期)

3 第 7 条第 1 項の規程に関わらず、令和 5 年 4 月選出の法人・大学点検評価委員会委員の任期は、2 年とする。